

がん検診

検診内容	検診方法		受診対象
①結核・肺がん	a 胸部レントゲン間接撮影		40歳以上
	b 肺がんCT検査		40歳以上
②胃がん	集団	胃部エックス線撮影(バリウム検査)	20歳以上
	医療機関(施設)	胃部エックス線撮影(バリウム検査)	
		内視鏡検査(胃カメラ検査)	
③乳がん	集団	1方向撮影	40歳代以外女性
		2方向撮影	40歳代女性
	医療機関(施設)	1方向撮影	40歳代以外女性
		2方向撮影	40歳代女性
④子宮がん	集団	頸部	20歳以上女性
	医療機関(施設)	頸部	
		頸部、体部	
⑤前立腺がん	血液検査(腫瘍マーカー)		50歳以上男性
⑥大腸がん	便潜血反応検査(自宅で2日間便をとり提出します。)		20歳以上

その他健康診査

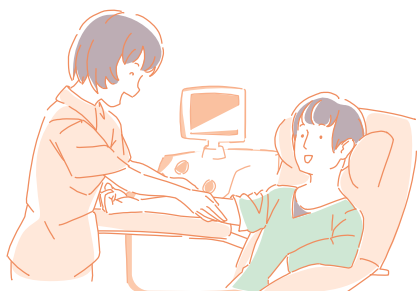
検診内容	検診方法	受診対象
⑦骨粗しょう症	骨密度測定(前腕骨レントゲン撮影)	20歳以上
⑧歯周病	歯科検診、結果説明、歯科保健指導	20、30、40、50、60、70歳
⑨肝炎ウイルス	B型・C型肝炎ウイルス検査	40歳以上※1
⑩すこやか健診	内科診察、血圧測定、身体計測、尿検査、血液検査等	20～39歳
特定健康診査	内科診察、血圧測定、身体計測、尿検査、血液検査等	小矢部市国民健康保険の被保険者40～74歳☆ その他保険加入者※2
後期高齢者の健康診査	内科診察、血圧測定、身体計測、尿検査、血液検査等	後期高齢者医療制度の被保険者75歳以上※3☆

※1 過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人のみとなります。

※2 加入している医療保険者から案内があります。料金、開始時期等は、直接、職場・医療保険者へお問い合わせください。

※3 75歳未満で後期高齢者医療制度の被保険者も対象となります。

☆問い合わせ先は市民課(☎53-5816)です。



私たちが「にしの会」は
地域の皆様の
医療・福祉に
貢献するよう努めます。

医療法人社団 にしの会

〒932-0057 富山県小矢部市本町3-33
 西野内科病院 TEL 0766-67-1730
 西野介護医療院
 にしの介護支援事業所 TEL 0766-67-5310

〒932-0057 富山県小矢部市本町3-38
 にしの老人保健施設 TEL 0766-67-4430
 訪問リハビリテーション TEL 0766-67-4430
 通所リハビリテーション TEL 0766-50-8333



広 告

● 受診方法



申込はこちらから

✿ 集団検診

②胃がん ③乳がん ④子宮がん ⑦骨粗しょう症

(1)希望検診日の14日前まで健康福祉課へ申込み→(2)検診日約5日前に「がん検診案内はがき(問診票付き)」が届く→(3)受診→(4)受診結果の確認(約1か月後郵送にて通知)

✿ 集団検診

⑩すこやか健診

(1)健診日の14日前まで健康福祉課へ申込み→(2)健診日約5日前に健診案内通知が届く→(3)受診→(4)受診結果の確認(約1か月後郵送にて通知)

✿ 医療機関で受ける検診

①⑥肺がんCT ②胃がん ③乳がん ④子宮がん

⑤前立腺がん ⑧歯周病 ⑨肝炎ウイルス

(1)健康福祉課へ申込み→(2)「受診券」を受け取る(郵送、窓口)→(3)直接医療機関へ予約→(4)「受診券」と「マイナンバーカード又は医療保険資格確認書」を持参し、受診→(5)受診結果の確認(医療機関より通知)

✿ 自宅で行う検査

⑥大腸がん

(1)検査セットの受け取り(健康福祉課、がん検診会場等)→(2)自宅で検査し、すぐに提出→(3)検査結果の確認(約2～4週間後郵送にて通知)

※小矢部市国民健康保険の被保険者は、特定健康診査受診時に、医療機関にて大腸がん検査キットを受け取ることができます。

✿ 申込み不要の検診

①⑩胸部レントゲン撮影

(1)直接検診会場へお越しください。

● 検診料金助成について

以下に該当する人は、検診料が無料になります。
(胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がんの検診のみ)

- 小矢部市国民健康保険の被保険者
- 75歳以上となる人
- 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)を有する人
- 75歳未満で後期高齢者医療の被保険者
- 被生活保護世帯に属する人

● 健康手帳の交付

健康手帳は健康診査の結果を記録し、健康管理に役立てていただくために希望される人に交付しています。

● 健康教室

生活習慣の改善やその他健康に関することについて、正しい知識の普及とともに、健康の保持増進を図るための健康教室を総合保健福祉センターや市内スポーツクラブ等で実施しています。

● 健康相談

血圧、体組成測定、生活習慣の改善に関する相談、ひきこもり、心の健康などに関する相談を行っています。

▶日時 毎週火曜日 午前9時30分～午前11時

▶場所 総合保健福祉センター

●毎月第2週火曜日は、「ベジチェック(野菜摂取量の推定値測定)」を行っています。

●上記以外に各地区公民館のがん検診時に併せて健康相談を行っています。

● がん患者補正具購入費用助成事業

がん患者の人に、ウィッグと乳房補正具の購入費用を助成します。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

▶助成上限額 ●ウィッグ 4万円

●乳房補正具 左右各2万5千円

● 訪問指導

心身機能の低下防止と健康の保持増進を図るため、次のような人を対象に保健師・看護師が家庭訪問し、本人及び家族に対して療養方法や介護方法等の必要な保健指導を行っています。

●健康診査等で健康管理上訪問が必要と認められた人

●運動・栄養・口腔機能の低下、閉じこもり・認知症・うつ等の恐れのある人

●寝たきりの状態、あるいはこれに準ずる状態にある人は、必要に応じて、理学療法士等との同行訪問を行っています。

● 高齢者の予防接種費用の助成

インフルエンザや肺炎、新型コロナ、带状疱疹といった高齢者がかかると重症化しやすい病気の予防を目的に、予防接種費用の助成を行っています。インフルエンザ、新型コロナの対象者は、概ね65歳以上の人です。肺炎球菌ワクチンの対象者は、65歳の人で一人1回接種できます。带状疱疹ワクチンの対象者は、65、70、75、80、85、90、95、100歳の人です。

▶予防接種名 ●インフルエンザワクチン

●肺炎球菌ワクチン

●新型コロナワクチン

●带状疱疹ワクチン

▶接種場所 市内協力医療機関

詳しくはお問い合わせください。

● 骨髄バンクドナー助成事業

骨髄提供しやすい環境を整えるため、ドナーに対し、骨髄等を提供するために通院又は入院した日数に応じ、助成を行います。

▶助成額 ドナー1人あたり1日につき2万円、7日間を上限。



● エイズ検査・相談

エイズに関する相談や検査(HIV抗体検査)を受け付けています。検査は匿名・無料でしますが、感染の心配があった機会から3か月以降に受けてください。

- ▶日時 毎週火曜日 午前9時～午前10時30分
- ▶場所 砺波厚生センター ☎0763-22-3512(前開庁日17時まで電話予約)
- ▶料金 無料(健康診断目的の場合は有料)
- ▶その他 クラミジア、梅毒、B型肝炎、C型肝炎検査も同日に行っています。
※検査時期についてはご相談ください。

● 指定難病の医療費助成

指定難病と診断されて症状の程度が一定以上の方は、医療費助成の対象となります。

難病の医療や療養生活等に関するご相談もお受けしています。

- ▶問合せ先・申請窓口 砺波厚生センター小矢部支所 ☎67-1070

● 心の健康相談・ひきこもり相談

心の病気やひきこもりについてお悩みの人はお気軽にご相談ください。

- ▶日時 要予約(事前にお電話でお申込みください)
- ▶場所 砺波厚生センター小矢部支所 ☎67-1070

障害のある人の福祉

問 社会福祉課 ☎67-8601

● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、補装具や医療費の助成、施設の入所、税金の減免、交通機関運賃の割引など、いろいろな助成を受けるときに利用する証明書です。

✿ 身体障害者手帳

手足、目や耳、言語、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓などに永続的な障害があり、障害の程度が「身体障害者障害程度等級表」の基準に該当する人に交付される手帳です。

▶申請に必要なもの

申請書(窓口にあります。)、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚、診断書・意見書(窓口にあります。)、マイナンバーカードなど

✿ 療育手帳

知的障害のある人に交付される手帳です。18歳未満は県児童相談所、18歳以上は県障害者相談センターで障害の判定を行います。

▶申請に必要なもの

申請書(窓口にあります。)、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚、マイナンバーカードなど

✿ 精神障害者保健福祉手帳

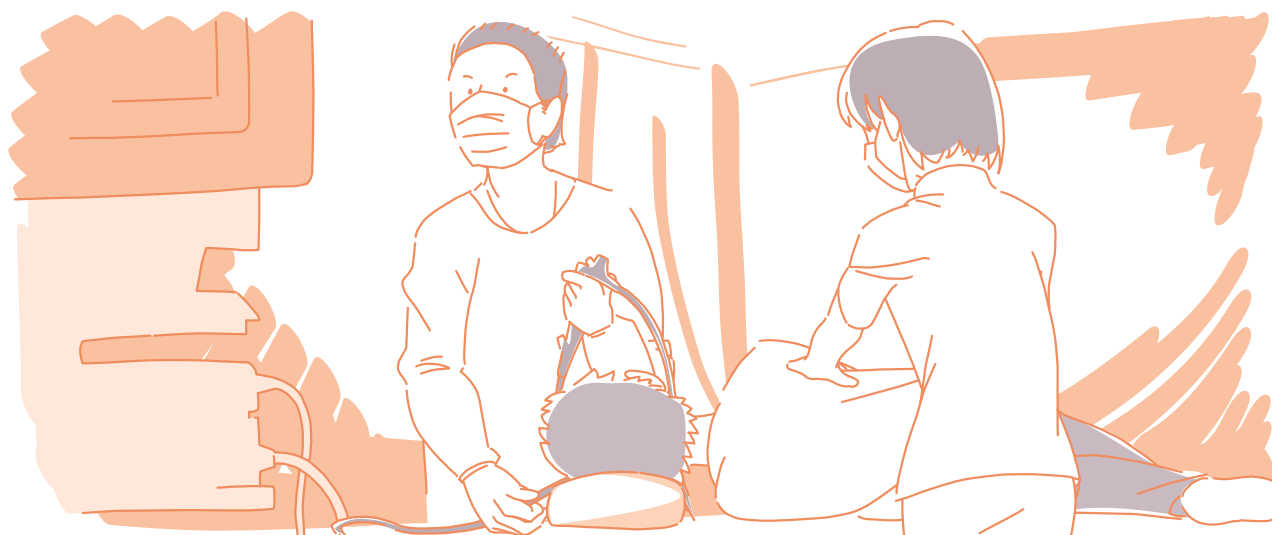
精神疾患(知的障害を除く)の人に交付される手帳です。

▶申請に必要なもの

申請書(窓口にあります。)、診断書(窓口にあります。)又は障害年金証書・年金振込通知書、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚、マイナンバーカードなど



健康・福祉





● 自立支援給付と地域生活支援事業

障害者総合支援法により、どの障害の人でも共通のサービスを総合的に利用できます。

✿ 自立支援給付

● 障害福祉サービス

- 介護給付(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援)
- 訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、グループホーム、就労選択支援)
- 相談支援(計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援)

● 自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)

● 補装具の支給

身体障害者の人の機能を補うための補装具の購入、借受け、修理に必要な費用の一部を支給します。

- 視覚障害者(視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡)
- 聴覚障害者(補聴器)
- 重度の両上下肢及び音声言語機能障害者(重度障害者用意思伝達装置)
- 肢体不自由者(義手、義足、装具、歩行補助つえ、歩行器、座位保持装置、車いす、電動車いす、座位保持いすなど)

● 障害者通所費補助金

就労移行支援、就労継続支援又は、自立訓練の事業を実施する施設への通所に要する費用を一部助成します。

✿ 地域生活支援事業

● 相談支援

障害のある人や家族の人などの相談に無料で応じます。

● コミュニケーション支援

手話通訳や要約筆記者を無料で派遣します。

● 日常生活用具の給付

重度の障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

特殊寝台・電気式たん吸引器・頭部保護帽・ストマ装具など

※世帯の所得により自己負担があります。また、品目により支給要件があります。

● 移動支援

屋外での移動が困難な障害者の人に社会参加等外出の支援を行います。

※世帯の所得により自己負担があります。また、支給対象者の要件があります。

● 地域活動支援センター事業

創作的活動等ができる通所の場を提供します。

上記以外にも、日中一時支援事業、自発的活動支援事業等を行っています。

● 障害児通所支援事業

☎ こども家庭課 ☎ 67-8603

児童福祉法に基づく障害児通所支援として以下のサービスが利用できます。

● 児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

● 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

● 放課後等デイサービス

就学中の障害児に生活能力向上のための必要な訓練等を授業終了後又は休業日に行います。

● 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行います。

● 医療費の助成

重度心身障害者の人に医療費の一部負担金の助成を行っています。※所得制限があります。

● 公共料金の割引

障害の程度によって、交通料金(JR・私鉄・バス・航空機・タクシー・高速道路)の割引やNHK受信料などの割引があります。

● 税金の控除・減免

所得税・住民税・相続税には、それぞれ障害の程度に応じて障害者控除があります。また、住民税・贈与税には、所得額等に応じて非課税になることもあります。

▶ 問合せ先

- 所得税、相続税、贈与税については

砺波税務署

☎ 0763-33-1073

- 自動車税については

富山県自動車税センター

☎ 076-424-9211

- 住民税、軽自動車税については

小矢部市役所税務課

☎ 53-5826

● 声の広報(朗読ボランティアサークルにて実施)

視覚障害者の人のために、朗読ボランティアが毎月の広報おやべ等をCDに録音して貸し出しを行っています。

● 住宅・自動車の改造

✿ 在宅重度障害者住宅改善費補助

在宅で、次のいずれかに該当する人が対象です。

- 視覚障害又は肢体不自由の身体障害者の人(1級、2級)
- 車いすの交付を受けている内部障害の身体障害者の人
- 療育手帳のAをお持ちの人

※所得制限があります。

✿ 身体障害者自動車改造費助成

次のすべてに該当する人が対象です。

- 肢体不自由の1級又は2級の身体障害者
- 就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある人

※所得制限があります。

● 障害児福祉手当・特別障害者手当

在宅の重度心身障害者(児)で、日常生活において常時介護を必要とする人に支給します。

※所得制限等があります。

● 特別児童扶養手当

問 こども家庭課 ☎67-8603

身体又は精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している人に、児童の福祉増進を図るため、手当を支給します。※所得制限があります。

対象者は次のすべてに該当する児童の養育者です。

- 施設に入所していない児童
- 障害を支給事由とする公的年金を受けることができない児童
- 20歳未満で区分表に該当する重度又は中度の障害児童

● 小矢部市障害児童福祉年金

問 こども家庭課 ☎67-8603

条例に定める障害の程度に該当する3歳以上20歳未満の子どもの保護者に支給します。

● 心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納め、保護者に万一のことがあった場合、残された心身障害者に終身年金を支給する共済制度です。

※加入できる保護者等の要件があります。

● 心臓病児治療費補助金

問 こども家庭課 ☎67-8603

市内に1年以上住所を有する18歳未満の手術を要する心臓病児(育成医療の給付を受けた方)の保護者に支給します。

● おむつ券の支給

65歳未満の在宅の重度障害者で、常時おむつが必要な人におむつ券を支給します。

● 福祉タクシー券

障害の級別が視覚障害又は肢体不自由(上肢不自由を除く)の1級又は2級の身体障害者に福祉タクシー券を交付し、タクシー料金の一部を助成します。

● 寝具洗濯消毒乾燥事業

65歳未満の在宅の重度障害者で、寝たきり状態の人に寝具の洗濯等を行います。(年1回実施)

高齢者の福祉

問 健康福祉課 ☎67-8605

● 介護保険の加入対象者(保険料を納めていただく人)

- 65歳以上の人…第1号被保険者
- 40歳～64歳の人…第2号被保険者

● 介護保険料

✿ 第1号被保険者(65歳以上の人)

保険料は、前年の所得に応じて13段階に分かれています。

年額18万円以上の年金を受けておられる人は、年金からの天引き(特別徴収)となります。それ以上の人は口座振替・窓口等での個別納付(普通徴収)となります。

ただし、65歳到達による第1号被保険者の人は、およそ1年間窓口等での個別納付(普通徴収)となります。

✿ 第2号被保険者(40歳～64歳の人)

保険料は、加入されている医療保険によって異なります。

各医療保険の保険料率に応じて算定され、医療保険料と合わせて納めます。



健康・福祉

広告

すべての命によりそって
安心・安全のケアサービス
日中一時支援をいたします。

地域密着型通所介護

富山型
デイサービス **城山**

フレイル予防・改善 シニア・トレーニング

さくらの杜

小矢部市城山町 9-32
☎0766-53-5876
運営会社：株式会社 アトマ



● 介護サービスを受けることができる人

✿ 第1号被保険者(65歳以上の人)

- 寝たきりや認知症などで介護を必要とする状態(要介護状態)の人
- 介護は必要でないが、介護予防や日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の人

✿ 第2号被保険者(40歳～64歳の人)

- 初老期認知症、脳血管疾患など加齢が関係する16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった人

● 介護サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するためには、申請して要介護・要支援状態かどうかの認定(要介護認定)を受けることが必要です。

▶ 申請に必要なもの

申請書(窓口にあります。)、主治医の意見書、介護保険被保険者証(65歳以上の方)、医療保険被保険者証または資格確認書等

● 利用できる介護サービスの種類

介護あるいは支援が必要と認定されたら、介護支援専門員(ケアマネジャー)と利用者で、サービス計画(ケアプラン)を作成します。(無料)

また、認定結果により利用できるサービスが違います。

✿ 要支援1・2と認定された人へのサービス①(予防給付)

● 在宅サービス

介護予防通所リハビリテーション／介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問看護／介護予防訪問リハビリテーション／介護予防居宅療養管理指導

介護予防特定施設入居者生活介護／介護予防福祉用具貸与／特定介護予防福祉用具販売

介護予防住宅改修費支給／介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護

● 地域密着型サービス

介護予防小規模多機能型居宅介護／介護予防認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援1の人は利用できません。)

✿ 要支援1・2と認定された人へのサービス②(介護予防・生活支援サービス)

訪問型サービス／通所型サービス

※サービスに関する相談・計画作成・利用調整等は地域包括支援センター(健康福祉課内)が行います。

✿ 要介護1～5と認定された人へのサービス(介護給付)

● 在宅サービス

通所介護(デイサービス)／通所リハビリテーション(デイケア)／訪問介護(ホームヘルプ)／訪問入浴介護／訪問看護／訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導／特定施設入居者生活介護／福祉用具貸与／特定福祉用具販売／住宅改修費支給／短期入所生活介護／短期入所療養介護

● 施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)／介護老人保健施設／介護療養型医療施設

— 広 告 —

介護保険で
リハビリが
できます!

- 手足に障害のある方
- 筋力が低下してきた方
- 歩けない(歩きにくくなってきた)方
- 日常生活に不自由を感じる様になってきた方
- その他、病院を退院した方

リハビリ・デイサービスおやべ
小矢部市赤倉207
TEL:0766-67-2001
FAX:0766-30-2520



— 広 告 —

会員募集中!

市内に居住する60歳以上で健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になれます。
お気軽にご連絡ください

公益社団法人
小矢部市シルバー人材センター
小矢部市茄子島211番地
TEL 0766-67-4804
FAX 0766-67-5515

お仕事募集中!

ご依頼の内容に合わせてそれぞれの分野を得意とする会員が作業します。
お問い合わせください

●地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護／夜間対応型訪問介護／認知症対応型通所介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護

※サービスに関する相談・計画作成・利用調整等は居宅介護支援事業所が行います。

●利用料

介護サービスに利用料は、要介護度や利用時間等により異なっています。サービスを利用したときは、原則として費用の一部(1～3割)を負担します。また、施設を利用したときの食費や居住(滞在)費(光熱水費等)は自己負担となります。介護サービスの利用できる量(額)には上限があります。サービスの利用その他介護保険に関することは、砺波地方介護保険組合(☎0763-34-8333)又は健康福祉課へお尋ねください。

●要介護になるおそれのある人への事業 (介護予防・生活支援サービス事業)

- ▶対象 65歳以上の人で基本チェックリストの該当者で、生活機能の低下がみられる人
- ▶内容 運動器の機能向上・認知症予防等の教室への参加案内をします。
通所が困難な人には、訪問事業を実施します。
地域包括支援センターが個別に介護予防ケアマネジメントのうえ、参加していただけます。

●すべての高齢者の方への事業

- ▶対象 65歳以上のすべての人
- ▶内容 地域で開催されるふれあいいきいきサロンや介護予防の基本的な知識を啓発したり、閉じこもり予防や認知症予防教室などに参加していただけます。

在宅の高齢者を支援するサービス

☎健康福祉課 ☎67-8605

●見守り配食事業

配食事業者が配食サービスを提供する際に見守りを行い、異常を発見したときは、緊急連絡先に連絡を行います。

- ▶対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で配食を通じた見守りが必要な人(心身の状態等に不安がある人等)
※市が指定する配食事業者から配食サービスを受けていることが要件です。
- ▶利用料 見守りは無料ですが、食事代の実費は自己負担になります。

●高齢者等見守り支援事業

装置を利用して日常生活における相談に対し、助言したり、緊急時の通報に対し、協力員への確認依頼等必要な措置を行います。(電話回線を利用します)

- ▶対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯並びこれに準ずる世帯で、日常生活の見守りが必要な人
- ▶利用料 月額400円

●高齢者等除雪支援事業

ひとり暮らし高齢者等を対象とし、屋根及び住宅周辺の除排雪作業に要する経費の一部を助成します。

- ▶対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯、65歳以上の高齢者と小学生以下の子供で構成する世帯、ひとり暮らしの身体障害者などで、市民税非課税世帯の人
※詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

●高齢者住宅改善費の助成(所得制限等あり)

高齢者のための住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

- ▶対象 市内に引き続き1年以上居住している65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する人で、市民税非課税世帯の人
- ▶助成額 対象となる工事費の2/3
- ▶限度額 30万円

●高齢者おでかけ支援事業

65歳以上の在宅の人に施設利用券(自己負担あり)を配布し、閉じこもりを防止します。

- ▶対象 市内に居住する65歳以上の在宅の人(その年度に65歳に達する人を含む)
- ▶利用施設 おやベクロスランドホテル花木・ひかりランド小矢部

●おでかけあんしんシール配付事業

行方不明になるおそれがある高齢者にQRコード付きのシールを配付します。

対象者が行方不明になった際に衣類等に貼り付けたシールのQRコードをスマートフォン等で読み取ると、家族にメールが届き、早期の発見・保護につなげることができます。

- ▶対象 認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者
- ▶配付枚数 耐洗シール40枚、蓄光シール10枚
- ▶利用料 無料
- ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。





● 高齢者補聴器購入費用の助成

高齢者を対象に、補聴器の購入費用を助成します。
助成には要件がありますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

● おでかけあんしん賠償責任保険事業

市が保険契約者となり、認知機能の低下等により徘徊の恐れのある人等を被保険者とする賠償責任保険に加入し、日常生活の事故により法律上の賠償責任を負うリスクに備えることができます。

詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

要支援・要介護と認定された人のサービス(介護保険以外)

問 健康福祉課 ☎67-8605

● おむつ引換券支給

1か月2,000円のおむつ引換券を支給します。

- ▶ 対象 市内に引き続き、1年以上居住している要介護1以上かつ市民税非課税者で常時おむつを使用している在宅の高齢者

● 寝具洗濯消毒乾燥

1人当たり年1回、敷布団、掛布団、毛布各1枚を洗濯消毒乾燥します。

- ▶ 対象 要介護3以上の在宅高齢者及び自分で布団の天日干しができないひとり暮らしの要支援1以上の後期高齢者
- ▶ 利用料 無料

● 外出支援サービス

移送用車両により、在宅福祉サービス、医療機関等への送迎を行います。

- ▶ 対象 要支援・要介護高齢者で移乗・歩行が不能、常時車いす使用で一般の交通機関を利用することが困難な人
- ▶ 利用料 利用料の一部を助成します。自己負担は走行距離によって異なります。

● 在宅要介護高齢者福祉金支給(所得制限等あり)

在宅要介護高齢者の福祉増進を図るために福祉金を支給します。

- ▶ 対象 市内に引き続き1年以上居住している65歳以上の要介護4又は5の高齢者(所得要件あり、特別障害者手当受給者、施設入所者、病院に3か月を超えて入院している人を除く)
- ▶ 助成額 1人当たり年額60,000円(月額5,000円)

● 介護人手当支給

要介護3以上の高齢者を介護をしている人に手当を支給します。(なお、介護対象者は月の半分より多く在宅していること)

- ▶ 対象 同一世帯で在宅の要介護3以上の高齢者を介護している人で、市内に引き続き1年以上居住している人(特別障害者手当又は在宅要介護高齢者福祉金を受給している要介護者の介護人を除く)
- ▶ 助成額 1か月3,000円

● 家族介護教室

介護方法や介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得する教室を開催します。

- ▶ 対象 要介護者を介護している家族等
- ▶ 利用料 教材費等の実費

生活福祉 問 社会福祉課 ☎67-8601

● 生活保護

病気などの理由により、収入や蓄えがなく生活に困っている人に最低限度の生活を保障します。生活保護には生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の扶助があります。

● 生活困窮者自立支援

生活の悩みや経済的な困りごとについて、社会福祉士などの相談員が、生活の立て直しや自立に向けた相談支援を行います。

- ▶ 相談窓口 小矢部市社会福祉協議会
☎0766-67-8600